

ID: 304

担当部署: 上下水道部 管理課

処分の概要	料金の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市給水条例 第22条及び第23条		
例規番号	平成17年条例第205号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第22条及び第23条の規定による。 (料金の支払義務)</p> <p>第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。 (料金)</p> <p>第23条 料金は、別表に定める区分による基本料金と水量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 316

担当部署: 上下水道部 管理課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市下水道条例 第24条(第51条及び第69条において準用する場合を含む。)		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第207号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第24条及び第25条の規定による。 (使用料の徴収)</p> <p>第24条 管理者は、使用者から使用料を徴収する。 (使用料)</p> <p>第25条 使用料は、別表に定めるところによって算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 326

担当部署: 上下水道部 管理課

<b>処分の概要</b>	占用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市下水道条例 第70条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第207号		
<p><b>【基準】</b>                  第70条の規定による。                  （占用の許可等）                  第70条 公共下水道若しくは農業集落排水施設等の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道若しくは農業集落排水施設等の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について第39条又は第49条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>2 管理者は、前項の許可を受けた者（以下「占用者」という。）から、占用料を徴収する。</p> <p>3 前項の占用料の額及び徴収方法は、十和田市行政財産使用料徴収条例（平成17年十和田市条例第64号）の規定を適用する。</p> <p>4 第1項の規定による占用の許可の期間は、5年以内とする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日